○環境省告示第三十号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年八月三日　環境大臣　斉藤　鉄夫

表3－イソプロポキシ－o－トルアニリド（別名メプロニル）の項の次に次のように加える。

S－ベンジルO，O－ジイソプロピルホスホロチオアート（別名イプロベンホス又はIBP）	270μg／1
（E）－4－クロロ－α，α，α－トリフルオロ－N－（1－イミダゾール－1－イル－2－プロポキシエチリデン）－o－トルイジン（別名トリフルミゾール）	86μg／1
メチル＝α－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イルカルバモイルスルファモイル）－o－トルアート（別名ベンスルフロンメチル）	56μg／1
N－（1－エチルプロピル）－2，6－ジニトロ－3，4－キシリジン（別名ペンディメタリン）	14μg／1
（10E，14E，16E，22Z）－（1R，4S，5'S，6R，6'R，8R，13R，20R，21R，24S）－21，24－ジヒドロキシ－5'，6'，11，13，22－ペンタメチル－3，7，19－トリオキサテトラシクロ［15.6.1.$1^{4,8}$.$0^{20,24}$］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－6－スピロ－2'－テトラヒドロピラン－2－オン（別名ミルベマイシンA3）及び（10E，14E，16E，22Z）－（1R，4S，5'S，6R，6'R，8R，13R，20R，21R，24S）－6'－エチル－21，24－ジヒドロキシ－5'，11，13，22－テトラメチル－3，7，19－トリオキサテトラシクロ［15.6.1.$1^{4,8}$.$0^{20,24}$］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－6－スピロ－2'－テトラヒドロピラン－2－オン（別名ミルベマイシンA4）の混合物（別名ミルベメクチン）	1.0μg／1
（RS）－2－（4－クロロ－o－トリルオキシ）プロピオン酸カリウム（別名メコプロップカリウム塩又はMCPPカリウム塩）、（RS）－2－（4－クロロ－o－トリルオキシ）プロピオン酸ジメチルアミン塩（別名メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチルアミン塩）、（R）－2－（4－クロロ－o－トリルオキシ）プロピオン酸イソプロピルアミン塩（別名メコプロップPイソプロピルアミン塩）及び（R）－2－（4－クロロ－o－トリルオキシ）プロピオン酸カリウム塩（別名メコプロップPカリウム塩）	（RS）－2－（4－クロロ－o－トリルオキシ）プロピオン酸（別名メコプロップ酸）として8,100μg／1

○中部地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月三日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	静岡市清水区宍原字上大平目二九六三番二から同市清水区宍原字小坂六六三番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月三日

○中部地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月三日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区港栄三丁目二一四三番四から同市港区港栄四丁目一七〇一番一まで	前	二六・五〇～七三・六〇メートル	〇・〇一九キロメートル
	後	二六・五〇～九〇・四〇メートル	〇・〇一九キロメートル
名古屋市緑区大高町字神戸四四番から同市緑区大高町字神戸四六番まで	前	五〇・六〇～六〇・〇〇メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	五八・一〇～六〇・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月三日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	名古屋市港区港陽三丁目二〇〇三番二から同市港区港栄三丁目二一四三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所
〃	名古屋市南区東又兵ヱ町二丁目一一〇番から同市南区東又兵ヱ町一丁目三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	〃

供用開始の期日　平成二十一年八月三日

○近畿地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　近畿地方整備局告示第百七十号阪神間都市計画緑地事業十号尼崎の森中央緑地
三　事業施行期間　自平成十五年十二月十五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十五年近畿地方整備局告示第百七十号の事業地のうち、尼崎市西字砂浜寄洲及び字四郎兵衛新田並びに扇町地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月三日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇和島市吉田町知永字畑峯丁六三〇番一から同市吉田町知永字大峯丁六二七番二まで	前	一五・七二～二一・八九メートル	一・〇二〇キロメートル
	後	一五・七二～一九・六五メートル	一・〇二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所